

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

| | 公 告 | ペ ー ジ |
|---------------------------------|-----|---------|
| ○ 特定調達契約の締結（3 件）【産業経済局事業部競艇事務所】 | | 1 5 4 9 |
| | 訂 正 | |
| ○ 第 2 8 2 2 号の訂正【契約室契約課】 | | 1 5 5 2 |

北九州市公告第 382 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 24 年 6 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 24 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
- 5 契約金額
1 億 1,671 万 8,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第 383 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 24 年 6 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
若松ボートレース場外向発売所運營業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 24 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
- 5 契約金額
9,410 万 9,400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 10 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第384号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月11日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
ミニポートピア北九州メディアドーム運営業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市産業経済局事業部競艇事務所
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
7,277万7,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第2号に該当するため

正誤表

| 年 | 号 | 頁 | 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|-------|--------|------|---|--|-------|
| 平成24年 | 第2822号 | 1526 | 2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）の手持工事等の項中 | 土木工事（中・大口徑推進工事、小口径推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で | 土木工事で |